

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第54号

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「別表第2備考1」を「別表第2備考」に改める。

別表第2備考以外の部分中

「

京都市職員給与条例に規定する給料表適用職員						
行政職給料表適用職員	医療職給料表適用職員	環境業務職行政業務職給料表適用職員	看護職給料表適用職員	薬剤職獣医職給料表適用職員	土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表適用職員	特別職給料表適用職員

を

「

職員の区分						
京都市職員給与条例の適用を受ける職員						
行政職給料表の適用を受ける職員	医療職給料表の適用を受ける職員	環境業務職行政業務職給料表の適用を受ける職員	看護職給料表の適用を受ける職員	薬剤職獣医職給料表の適用を受ける職員	土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員	京都市特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員

に改

め、同表備考2を削り、同備考1を同備考とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)